

令和 3 年度地下水水質測定計画との変更点 (令和 4 年度地下水水質測定)

1 概況調査の測定地点

平成20年度調査から県内一巡期間を6年として地下水の測定計画を作成しており、測定地点を以下のように変更する。

(但し、水質汚濁防止法政令市である那覇市については上記一巡期間から外し、同市において毎年度測定を実施している。)

測定頻度については、令和3年度と同様に年1回とする。

令和 4 年度測定地点 (8 市町村 8 地点)

中城村 1 地点、読谷村 1 地点、嘉手納町 1 地点、沖縄市 1 地点、北中城村 1 地点、伊平屋村 1 地点、伊是名村 1 地点、那覇市 1 地点

(参考) 令和 3 年度測定地点 (7 市町村 7 地点)

浦添市 1 地点、宜野湾市 1 地点、豊見城市 1 地点、西原町 1 地点、久米島町 1 地点、伊江村 1 地点、那覇市 1 地点

地下水概況調査 年度別調査対象市町村

| H29 | H30 | R 1 | R 2 | R3 | R4 | 調査 主体 |
|------|------|------|------|------|------|----------|
| 北谷町 | 大宜味村 | 渡嘉敷村 | 糸満市 | 浦添市 | 中城村 | 沖縄県 |
| 恩納村 | 東村 | 座間味村 | 南城市 | 宜野湾市 | 読谷村 | |
| 宜野座村 | 今帰仁村 | 渡名喜村 | 南風原町 | 豊見城市 | 嘉手納町 | |
| 金武町 | 本部町 | 石垣市 | 八重瀬町 | 西原町 | 沖縄市 | |
| うるま市 | 国頭村 | 竹富町 | 与那原町 | 久米島町 | 北中城村 | |
| 名護市 | 宮古島市 | 与那国町 | 南大東村 | 伊江村 | 伊平屋村 | |
| 粟国村 | 多良間村 | — | 北大東村 | — | 伊是名村 | |
| 那覇市 | 那覇市 | — | 那覇市 | 那覇市 | 那覇市 | |

2 環境基準値（六価クロム）の見直し

「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（令和3年10月環境省告示第63号）」の交付に伴い六価クロムの基準値及び測定方法の見直しが行われた。

| | 現行の基準値 | 新たな基準値 |
|-------|-------------|-------------|
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |

| | 現行の測定方法 | 新たな測定方法 |
|-------|----------------|--|
| 六価クロム | 規格 65.2 に定める方法 | <p>日本産業規格 K0102（以下「規格」という。65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。）</p> <p>1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として 光路長 50mm の吸収セルを用いること。</p> <p>2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.2.11 の b）による場合に限る。試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120 %であることを確認すること。</p> <p>3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K01707 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。</p> |